

## 診療報酬が改定されました

このたび2年に一度の見直しが行われ、平成26年4月から医療機関や薬局へ支払う診療報酬や薬価が改定されました。

診療報酬とは健康保険で治療を行ううえでの「公定価格」であり、全国どの医療機関で受診しても単価が同じと定められています。今回は4月からの消費税引き上げ分も含まれての改定となりました。

①診療報酬 +0.73% ②薬価 -0.63%となり合計で +0.1%引き上げられました。

項目は非常に多岐に及びますが身近な例では…

・初診料 2,820円 (120円引き上げ)、再診料 720円 (30円引き上げ)

⇒ 患者負担分では初診料 36円 引き上げ、再診料 9円 引き上げ(※)

・歯科初診料 2,340円 (160円引き上げ)、再診料 450円 (30円引き上げ)

⇒ 患者負担分では初診料 48円 引き上げ、再診料 9円 引き上げ(※)

※窓口負担3割の場合

100円前後の引き上げ額ではありますが、患者ごとに算定されますので当健保組合全体で見れば大きな医療費の増加につながります!!



パパもママも! おじいちゃんおばあちゃんも! みんなで取り組もう医療費の節約術(P3をチェック!!)

ジェネリック医薬品(後発医薬品)の調剤割合が高い保険薬局の処方加算が50~190円

⇒ 180~220円への加算に割増されました。これは国がジェネリック医薬品の使用を促し、国民医療費の増加に歯止めをかけるための方策です。

当健保組合でも年3回、ジェネリック医薬品への変更のための情報を発信しています!!

## 知っておきたい健保の知識 ▶ みんなが負担している保険料の決められ方

毎月の給与や賞与から徴収されている保険料…一体どうやって決められているのでしょうか!?

「標準報酬月額に保険料率を掛けて  
決定します!」

平成26年度保険料率

健康保険 10% (事業主5.39%・被保険者4.61%)

介護保険 1.4% (事業主0.70%・被保険者0.70%)

### (1) 標準報酬月額

#### ①入社したとき・再雇用されたとき (資格取得)

新規で資格取得した場合(新入社員等)は、初任給や残業代等を見込んで標準報酬月額(※1)を決定します。

#### ②全員の標準報酬を決めなおすとき (定時決定)

4・5・6月に支払われた3カ月分の給与総額の月平均が標準報酬月額となります。

例: 230,000円以上~250,000円未満の場合「19等級240,000円」に該当(※2)。

240,000円×10%=24,000円

◎給与からの徴収分240,000円×4.61%=11,064円(残りは会社が負担)

この保険料は当年9月分~翌年8月分保険料まで適用されます(=当年10月~翌年9月支払い給料で徴収)

#### ③給料が大幅に変わったとき (随時改定)

基本給などの固定的賃金に変更されたとき、変更後に支払われた給与3カ月分の月平均の標準報酬月額を求めます。

この金額が従前より「2等級以上の差」があれば随時改定を行います。(例えば残業代のような非固定的賃金の変動だけでは対象になりません。)



### (2) 賞与支給額

例: 550,600円の場合、千円未満の端数を切り捨てた550,000円に保険料率を掛けて算出。

550,000円×10%=55,000円

◎賞与からの徴収分550,000円×4.61%=25,355円(残りは会社が負担)

(※1)一覧表は健保組合ホームページに掲載されています!なお、40歳以上の被保険者は介護保険料もあわせて徴収されます(介護保険料率1.4%)。

(※2)支払基礎日数が17日以上の月が対象。手取り金額ではなく交通費等を含めた総支給額です。

皆さまからお預りした保険料は医療費の支払いや高齢者への負担金への拠出、保健事業の実施に充てられています。

( ⇒ D.Kenpoの2013年10月号のP13を参照)